



ホームページ等もご覧下さい

<https://f-hojin.or.jp>

Instagram



令和7年5月1日発行 第566号

# ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん



## 私のポケット

新年度に入り、4月から新入社員を迎えられた企業も多いことでしょう。当社も新卒の社員が入社し、職場に新しい風が吹いています。私自身も気持ち新たに当時の初心を思い出す春となりました。外部の研修などを活用しながら、OJT教育で大事に育てて行ければと思っております。

さて、日本は人口が減少して3人に1人以上が65歳を超える高齢者社会を迎えます。ますます企業は採用難となり人材、労働者不足が現実となります。少子高齢化で私たちは過去に体験したことがない世界が待っています。

この未曾有の変化期に、経営者としてどう覚悟を持つべきか。悩みは尽きませんが、人の知能を超越した人工知能AIが社会の基盤となることは目に見えています。AIを経営にどう生かすかは様々な取り組みがされていますが、企業発展の原動力は人的資本、まさしく人財であると言えます。

人間ならではの新しい価値を生み出すことで持続的な成長という使命が果たされ、AIの発展でより人間の重要性が高まってくると思われまます。複雑に変化する世界で、経営者としては社員を含む「人」の幸せを見極める力を持って事業経営をすることが試されています。(日下記)



## 《文書回答手続について》

今回は、文書回答手続についてご紹介いたします。

国税局では、納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容等を国税庁ホームページで公表しています。

### 《文書回答手続についてのQ&A》

問1 文書回答の対象となるものは、どのような照会ですか。

答 国税に係る申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会が対象となります。また、実際に行われた取引等に関する照会のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものは対象となります。

ただし、次のものは対象とはなりません。

- ① 照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
- ② 調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に関係するもの
- ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- ④ 実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するものなど

問2 照会者名は公表されるのですか。また、照会文書に記載した内容は全て公表されるのですか。

答 照会者名については、照会者から公表の申出がない限り、公表されることはありません。

照会文書に記載した内容については、そのまま公表されるものではありませんので、公表内容については、担当部署にご相談ください。

（注）同業者団体等からの照会については、照会者名も公表されません。

問3 文書回答の対象とならない場合には、何も回答してもらえないのですか。

答 最終的に文書回答を行わない場合であっても、内容を審査して、口頭による回答が可能な事前照会については、口頭による回答を行います。ただし、実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するものなどは

口頭でも回答できないこと、また、照会内容によっては回答を一般的な事項に留めざるを得ない場合があることなどをご了承ください。

問4 照会してからどのくらいで回答してもらえますか。

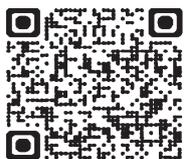
答 回答は、受付窓口で受け付けた日から原則3か月以内の極力早期に行うよう努めることとしています。ただし、例えば、照会内容が複雑であるもの等、照会の内容によっては、その期間内で回答できない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

文書回答手続の詳細につきましては、国税庁ホームページ内の特設サイトをご覧ください。

【国税庁ホームページ特設サイト】  
「文書回答手続特設サイト～ご存じですか？  
文書回答手続～」

<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/tokusetsu.htm>

(文書回答特設サイト)



(文書回答事例)



## 県税からのお知らせ

### 《自動車税種別割の納付は

6月2日(月)まで》

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の自動車の所有者（割賦販売の場合は使用者）が納める県の税金です。

令和7年度は6月2日(月)が納期限です。最寄りの金融機関、各地方振興局県税部の窓口、コンビニのほか、地方税お支払サイトを利用したクレジットカード払いや、スマートフォン決済アプリなどでも納付できます。

納付方法の詳細については、福島県税務課ホームページをご覧ください。

なお、納税通知書は5月9日(金)に発送予定ですが、働き方改革に伴う郵便法の改正により、一般郵便物の「配達日数の繰下げ」「土曜日の配達休止」等が実施されたことから、納税通知書が届くまで10日程度要する場合があります。

### ※注意事項

地方税お支払サイト、スマートフォン決済アプリで納付する場合は、領収証書・納税証明書は発行されません（支払日の3開庁日後から運輸支局で電子的に納税確認ができるため、納税証明書の提示を省略できます）。

(県庁税務課)

# 公益法人制度が 変わります

令和7年4月から公益法人の制度が変わりました。公益法人は、主に公益目的事業を行うことで人々の生活を支え産業を発展させることに寄与します。今回の改正では公益法人が柔軟・迅速に公益的活動を行うことが可能になるよう、法人の自主的・自律的な判断が尊重されるようになりました。ここでは制度改正の主なものをご紹介します。

## 「財務規律の柔軟化・明確化」

公益法人は、公益目的事業において収入の額が費用の額以下であること（つまり赤字）が求められます。これは利益を内部に溜めずに財源を活用して無償・格安でサービスを提供するための制度であり、公益法人が受けている税制優遇の基礎となるものです。

コロナ禍等で活動が制限され赤字になることがあります。赤字になった場合の法人の対応について改正されました。過去の赤字との通算または5年間で赤字を解消。財源の有効活用の趣旨が明確になるよう収入を費用に充てる「収支均衡」の考え方になりました。

他には将来の公益目的事業のための

「公益充実資金」が創設されたり不測の事態に備える予備財産を持つことが出来るようになったり、公益法人がより自由に資金を活用することが可能になりました

## 「財務諸表の改正」

公益法人の財務諸表は独特の形式等が多く、一般の方には分かりにくい面がありました。会計基準の見直しも行われ、簡素で分かりやすい財務諸表へ変更されました。ですが貸借対照表・活動計算書ともに事業区分ごとの区分記載が求められますので、公益法人が新制度に則した財務諸表を作成する手間が心配されます。3年間の経過措置がありますので、この間に対応を進めていく必要があります。

## 「立入検査に関する変更」

都道府県による立入検査の考え方も変わりました。これまでの様に定期的に行う「点検検査」と監督処分の必要性を念頭におく「重点検査」に区別されます。今回の改正は公益法人にとつては、ゆるくなった「印象があります」が、公益法人としての義務を果たしていない法人にとっては指導の機会が増えることとなります。今一度自主点検をお願いします。

東北税理士会福島支部 二階堂 良子

# 令和5年度「税に関する高校生の作文」

福島地区税務関係団体協議会長賞

## 何気ない一日を今日も安心して生きるために

福島県立福島明成高等学校 一年 加藤 唯衣

国民の三大義務である税金は、いったい何のためなのかなのか。誰もが一度は思ったことがあると思います。警察や議員の方々の給料を、なぜ私たちが負担しなければならぬのか。それは、私達が日本という国に住む上で重要なことなのです。

例えば、日本では救急車を呼んでもお金はかかりません。アメリカでは一キロ進むごとにお金がかかると言われているため、なかなか呼ばないのだそうです。税金は他にも、様々な政策に使われています。これは、私達が健康的で豊かな生活を送るために、国や地方公共団体に税金を支払うことで様々な公共施設や公的サービスを受けるといふ仕組みです。

これらは全て私達が払っている税金があつて成り立つものです。では、税金を払わなかったら一体どうなってしまうのでしょうか。まず一番に、私達を通しての学校に先生がいなくなってしまう。また、夏の時期に欠かさない市民プールを運営する人がいなくなり。そして、救急車や警察官もいなくなるでしょう。果たして、このような世の中で私達は健康で豊かな生活を送ることができるのでしょうか。税金という身近にあるものがなくラツと変わってしまいます。

現在、岸田文雄総理による税金引き上げの案についても、チラホラと耳に入ってきます。賛否両論あるものの、日本をよりよいものにしようと努力している姿がテレビ越しでも分かります。岸田総理が行っている政策について、ある漁師さんが、

「私達は安心がしたいんです。」

と言っており、私は健康で豊かな生活とは、すなわち安心できる生活なのではないかと考えました。小さい頃によく買っていた十円ガムのその一円の税金で、一人の安心が手に入るかもしれないと感じたとき、私達のおじいさん、おばあさんが一日、また一日と長生きできる安心、産まれたばかりの赤ちゃんが日々すくすく育っていく安心、私達が日々学校に通える安心。税金を納めることは、安心のためにつながつているのではないのでしょうか。

しかし、税金＝安心ではないと考えます。多く支払えば良いという訳ではないということです。現状、より多くのお金を所持している人よりも、限られたお金しか所持していない人の方が、税負担が大きい場合があります。お金をどう使用し、どれほどの安心を手に入れることができるかは、税金を支払う私達にかかっているのです。

# 青年部会

## ・研修旅行

函館への旅行は、一泊二日という短い時間ながらも充実した旅行となりました。初日の昼食は皆でジンギスカンを味わいました。その後ロープウェイで函館山に登り、美しい風景に感動しました。夜は新鮮な透明なイカの刺身を堪能し、再度函館山へ夜景を見に行くことにしました。残念ながら雪が降ってしまいましたが、風情ある夜景を楽しむことができました。

翌朝は五稜郭公園と五稜郭タワーを

訪れ、歴史に触れました。星形の要塞が一面に広がる景色は、まさに歴史を感じさせる壮大なもので、遠くから見るとその形がきれいにわかります。五稜郭タワーからは、全体の形がよく見え、景色に圧倒されました。また、公園内を歩きながら、静かな雰囲気にも包まれて歴史的な背景に思いを馳せることができました。昼食には市場での迫力満点のマグロ解体ショーを見て、新鮮な刺身を食し贅沢なひとときを楽しむことができました。どこを訪れても素晴らしい景色と美味しい食事に出会え、心身ともに満たされた二日間でした。



## 広報紙アンケートご回答のお願い



福島法人会では年に6回広報紙を発行しています。皆様により良い紙面をお届けするため、アンケートにご協力をお願いいたします。



回答はスマホからお願いします

毎週水曜日 8時40分～ FMポコにて「暮らしの税の情報」放送中♪

## 女性部会

### ・3月例会

3月11日に、コラッセふくしま交流サロンに会員21名参加にて開催いたしました。スローガン唱和の後、鈴木部会長にご挨拶をいただき、追分富子幹事に「私のワイン体験記」の講話をいただきました。追分さんの女性初ソムリエ誕生のサクセスストーリーと、ワインを楽しく味わう為の知識とマナー等奥深いお話も聞きました。

自営の酒屋としての経験を通してワインへの熱い思いを持ち、ワインの学びの為に家族の理解と協力を得てフランス等への長期の留学後、ワイン学を学び、ソムリエ資格を得た事。スライ



ドを使い、ワイン畑やワイナリーの国や栽培地気候によって、ぶどうの栽培が様々に違う事。最高級のワインを作るワイナリーの写真も見ることが出来、ワインに合う料理や会話の時間もワインを豊かに楽しむ秘訣である事を知りました。私たちも日常の生活の中で、豊かにワインを楽しむ時間を持ちたいものと思えました。



## 女性部会

### ・タオル寄贈

女性部会員が例会の際などに持ち寄り、平成19年度より継続事業として行っています。

寄贈先は主に福島市社会福祉協議会で、介護施設などで幅広く活用していただいております。

### ・図書カード寄贈

租税教室がきっかけとなり、令和2年度より毎年図書カードを寄贈させていただいております。今年度も幼児部から小学部までの図書コーナーをにぎわせて行きたいと思っております。



# 青年部会

# 献血活動



日時 令和7年6月1日(日) 9時~17時(受付16時)

場所 道の駅ふくしま(相馬-米沢中央自動車道 大笹生IC)



ご協力いただいた方には粗品を進呈!!  
ご協力をお願いいたします。

## “全血献血”の「採血基準」と「献血の間隔」

	200ml献血	400ml献血
年齢	16~69歳	男性17~69歳 女性18~69歳
体重	男性45kg以上 女性40kg以上	男女とも50kg以上
献血の間隔	◇前回200ml献血の場合、男女とも4週間後の同じ曜日から献血できます。 ◇前回400ml献血の場合、男性は12週間後、女性は16週間後の同じ曜日から献血できます。	



※200ml献血は主に若年層の初めての献血を対象としており、なるべく400ml献血をお願いしております。

※65歳以上の方の献血については、献血いただく方の健康を考慮し、60~64歳の間に献血経験がある方に限ります。



※写真は過年度の「献血活動」の様子です。

# 福島県法人会連合会公式LINE を開設しました！



福島県内には福島法人会以外に9つの法人会があります。他の法人会で開催するセミナーや講演会の情報も配信しますので、ぜひフォローしてください！

他会のセミナーも会員価格で受講できるなどメリットが拡大します！



## 税金クイズ

Come on!

全問正解された方の中から抽選で3名の方に法人会の特製クオカードをプレゼント!!

たくさんのご応募、待ってまーす!

※法人会ホームページの応募フォームよりご応募下さい。  
発表はお名前のみ掲載させていただきます。

- ① 日本でのふるさと納税は何のために始まった制度でしょう？  
① 特産品購入の促進 ② 地域の財政支援 ③ 観光振興
- ② 日本の年金にかかる税金は何税として扱われるでしょう？  
① 所得税 ② 消費税 ③ 固定資産税
- ③ 日本で発行される収入印紙は主に何に使用されるでしょう？  
① 契約書への貼付 ② 商業登記 ③ 法人税の支払い



## 新規加入者紹介

\* 新入会員のうち情報公開に同意いただいた会員のみを掲載しています

法人名	代表者	住所	業種
(株) 田中建築設計事務所	田中 宏幸	福島市成川字成田口16-9	建築設計業
(株) ファスナー産業	須田圭一郎	福島市御山字中川原104-1	製造業

## 福島法人会よりインターネットセミナーのご案内

福島法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://f-hojin.or.jp> ⇒ 左バナー  をクリック

ID・パスワードは

会員ID: 1291 パスワード: 5012



会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お問い合わせは福島法人会事務局まで TEL:024-536-1291



つきだて花工房

Interview

支配人 山崎 佳代 さん

【所在地】 〒960-0903 伊達市月館町下手渡字寺窪7  
 【事業内容】 宿泊、入浴、食事、田舎体験、野菜直売  
 【電話番号】 024-573-3888  
 【公式HP】 <https://t-hanakobo.jp>



- Q:** 立ち上げられた経緯を教えてください。
- 平成8年8月8日、都市と農村の交流推進を目的に、月館町直営の公共の宿として開業しました。施設名の「つきだて花工房」は公募で、福島市出身のヴァイオリニスト佐藤陽子さんに選んでいただきました。平成18年、伊達市との合併に伴い伊達市直営に、平成23年10月に一般社団法人つきだて振興公社が設立され、翌年4月から指定管理を受けて運営しています。来年で開業30周年、隣接するつきだて交流館もありは今年の4月29日で20周年を迎えます。
- Q:** 施設の概要について教えてください。
- 平屋建ての「つきだて花工房」には定員32名の客室（和室4、洋室2）、ハーブ風呂、会議室、大広間があり、送迎付きの会食コースも人気です。町の花「やまゆり」をイメージした吹き抜けのロビーではランチや喫茶の営業も行っています。
- 「つきだて交流館もあり」では田舎遊びや食農体験を楽しんでいただけます。お子様たちは竹馬や弓矢、坂車で遊び（実は大人も案外盛り上がります）、体験では「地産小麦のうどん打ち」「新鮮野菜たっぷりのピザ焼き」期間限定の「竹切りから始める流しそうめん」「国産大豆の味噌づくり」などが人気です。
- 農園の中はほつりと建つ「どんぐりの家」は、囲炉裏やかまどで自炊を楽しめる一軒家です。小鳥の声を聴いて目覚めてください。
- そして、旧小手小学校をリノベーションしオープンした宿泊施設「おてのりきでみくな」は、サイクルツーリズムも大きなテーマにしている、自転車と一緒に泊まれる宿です。体育館、運動場が利用できるので、スポーツ合宿にもおすすめの施設。土日祝日には給食風ランチも提供するカフェを営業しております。
- Q:** 法人会に入られたきっかけを教えてください。
- 地元で60年以上ニット産業に従事されているA氏から入会のお誘いをいただきました。つきだて花工房が地域に根を張り、住民にも、訪れる人々にも求められる施設となれるよう、「もつともつと学びなさい」というお気持ちだったと感じています。
- Q:** おすすめの時期や魅力を教えてください。
- 四季折々、趣きを変えるつきだて花工房ですが、やっぱり「春」でしょうか。早春にはフクジュソウ、シユンラン、梅、桜、レンギョウが咲き、4月中旬には白とピンクの枝垂れ桃、自生のヤマツツジが山一面を覆います。日々、木の葉の輝きが変わり自然からのエネルギーをたっぷりもたらえる季節です。そして5月下旬、つるバラと農園のポピーの花が開花を迎えるこの時期に、今年も「第14回モノ作りびとフェア」が開催されます。日程は5月24日、25日の2日間。陶器や布製品、革細工など、54のブースが出店し、例年2000人を超える来場者で賑わうイベントです。
- Q:** 最後に、メッセージをお願いします。
- 東京からUターンして来た35年前は、月館町と紹介してもわかってくれる人はごくわずか。でも今は「つきだて花工房があるところね!」と言ってもらえるようになりました。花工房は華美な施設ではありませんが、「ふるさとに帰って来たような、どこかほっとできる場所」。里山が与えてくれる「素朴な豊かさ」を宝物に、これからも「花と笑顔あふれる」地域の魅力発信に精進していきたいと思えます。機会を作って是非お出かけいただければうれしいです。お待ちしております!